



# 来週の投資戦略 (5/24-28)

## 今回はショックはない？

2021年5月23日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

5月28日、4月の完全失業率 — 2.7%に悪化？

5月28日、4月の米個人消費支出 (PCE デフレーター) — 前年比+3.5%？

### 株式市場見通し

来週はわが国で経済指標など大きなイベントがほとんど予定されていないので、米国の経済指標や財政政策などが市場を動かすことになる。先週末にバイデン米大統領がインフラ計画の予算案を約4分の1削減して1.7兆ドル (=185兆円) にすると共和党に提案した。しかしながら、共和党には飲めない案、例えば、法人税率の引き上げなどが残っているので、協議が進まない可能性が高い。ただ、削減案が出たことで米国金利の上昇圧力がひとつ薄れた感じがする。来週米国で発表される経済指標の中で最も注目度が高いのが、金曜日発表の4月の個人消費支出 (PCE デフレーター) である。市場コンセンサスは前年比+3.5%と3月の+2.3%から跳ね上がる。先々週に消費者物価指数ショックが起きたが、今回は織り込み済みとなるのか。なお、コアデフレーターが+3.0%と予想されているので、こちらの数値にも注目したい。

先週末で3月期決算企業の業績がまとまった。日経新聞によれば、現在の日経225の予想株価収益率 (PE) は13.8倍、TOPIXは16.0倍。企業の今期純利益は27%伸びる予想。今期の企業業績のけん引役は当面は米中への輸出企業になる。4月の統計データでは自動車、半導体製造装置などが大きく伸ばしている。次に価格も大きな要因になる。鉄鋼、化学などが増益要因として価格差を挙げている。年度後半は新型コロナの感染状況が落ち着くだろうことから、内需株にも注目される機会が増えよう。ただし、ワクチンの接種を否定する人も一定数いるだろうから、英米の状況を観察するのがよからう。

さて、ヘッジ・ファンドが息を吹き返した、と先週ここで述べた。空売り比率が2週前の月曜日 39.1%から火曜日～木曜日まで 48%前後で推移した。先週も火曜日に39.6%に下がったが、水曜日には47.1%と急上昇した。ヘッジ・ファンドのその日の戦略によって市場が大きく左右される状況に戻りつつある。先週火曜日はわが国のGDP成長率がマイナスになったと市場明け前に発表された日で、これを材料に先々週に空売りした者が多かったのかもしれないが、マイナス成長に市場が全く反応しなかったのも、その日のうちに買い戻したのではないかと推測している (先々週の外国人投資家の先物の売り越し額は68百億円)。

最後に、来週月曜日から東京と大阪の大規模接種センターで新型コロナウイルスのワクチン接種が始まる。恐らく、一日中報道され、全国の重症患者数の増加にもかかわらず、明るい話題となる。モデルナのワクチンを国内でも製造する話がある一方、すでに製造を始めたアストラゼネカのワクチンを途上国で処分する話はもめそうだ。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期大幅増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。